④　本様式における第一種特別贈与認定中小企業者に係る規定は、第二種特別贈与認定中小企業者、第一種特例贈与認定中小企業者及び第二種特例贈与認定中小企業者について準用する。なお、本様式において「認定中小企業者」、「経営承継受贈者」、「経営承継贈与者」、「贈与認定申請基準日」、「臨時贈与報告基準日」、「臨時贈与報告基準期間」又は「臨時贈与報告基準事業年度」とある場合は、報告者の種別に合わせてそれぞれ対応する語句に読み替えるものとする。

⑤　報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、第１号及び第２号に該当する場合であって、同項第３号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。

⑥　臨時贈与報告基準事業年度終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（第６条第２項第１号及び第２号に該当する場合であって、同項第３号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

⑦　報告者の経営承継受贈者が当該報告者の代表者でない場合（その代表権を制限されている場合を含む。）又は経営承継贈与者が当該報告者の代表者若しくは役員（代表者を除き、当該報告者から給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の支給を受けた役員に限る。）となった場合であって、当該経営承継受贈者が施行規則第９条第10項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

①　報告者が株式交換等により第一種特別贈与認定中小企業者たる地位を承継した株式交換完全親会社等である場合にあっては、「臨時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数」については、第一種特別贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数に株式交換完全子会社等（承継前に第一種特別贈与認定中小企業者だったものに限る。）の常時使用する従業員の数を加算した数を記載する。

②　単位が「%」の欄は小数点第１位までの値を記載する。

③　「認定に係る贈与の時の常時使用する従業員の数」の贈与の時の100分の80の数は、その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数とする。

④　「臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日及び当該贈与報告基準日における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の平均」については、臨時贈与雇用判定期間（認定に係る贈与税申告期限の翌日から経営承継贈与者の死亡の日の前日までの期間）内に存する贈与報告基準日及び当該基準日における常時使用する従業員の数及びそれぞれの贈与報告基準日における常時使用する従業員の数を当該基準日の数で除して計算した数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数とする。）を記載する。

⑤　「臨時贈与報告基準期間における代表者の氏名」については、臨時贈与報告基準期間内に代表者の就任又は退任があった場合には、すべての代表者の氏名をその就任又は退任のあった期間ごとに記載する。

⑥　「臨時贈与報告基準事業年度（　年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に係る明細表」については、臨時贈与報告基準事業年度に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。（の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）

⑦　「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。（の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。）

⑧　「(*3)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第１項第８号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

⑨　「総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第１項第４号に掲げる営業外収益及び同項第６号に掲げる特別利益を除いて記載する。「臨時贈与報告基準日(*1)における」については経営承継贈与者の相続の開始の直前における状況を、「臨時贈与報告基準日(*1)までに」については経営承継贈与者の相続の開始の直前までの状況を、それぞれ記載する。

⑩　「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

⑪　「特別子会社」については、臨時贈与報告基準期間中において報告者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。